

株 式 取 扱 規 程

住友精密工業株式会社

株式取扱規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

当会社の株式に関する取扱については、定款の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下機構という）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下機構等の規則等という）による。

② この規程は、取締役会の決議をもってこれを変更することができる。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部

第 2 章 株主の権利の行使方法等

第 3 条 (書面交付請求及び異議申述)

会社法第 3 2 5 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、口座管理機関を経由して書面交付請求をする場合は、機構等の規則等によるものとする。

第 4 条 (少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第 4 章及び第 5 章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第5条 (株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は次の各号のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

第6条 (代理人による請求等)

この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

- ② この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第7条 (証明書類又は保証人)

この規程による請求、通知又は届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第8条 (常任代理人又は仮住所)

株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

- ② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
- ③ 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第9条 (請求の方式)

単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第10条 (1株当たりの買取価格)

前条による買取請求の効力発生の日（以下買取請求日という）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下東京市場という）における最終価格（以下終値という）をもって、1株当たりの買取価格とする。

- ② 買取請求日に東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下始値という）とし、その日に売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第11条 (買取代金の支払)

単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第12条 (買取株式の移転)

買取請求にかかる単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。

- ② 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

第13条 (請求の方式)

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第15条に定める買増代金を支払う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第17条に定める場合はこの限りでない。

第14条 (請求可能な期間)

前条による单元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。

- ② 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

第15条 (1株当たりの買増価格及び買増代金)

第13条による買増請求の効力発生日(以下買増請求日という)の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。

- ② 買増請求日に東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における始値とし、その日に売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。
- ③ 前各項により決定した1株当たりの買増価格に請求にかかる買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

第16条 (買増株式の移転)

買増請求にかかる单元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

第17条 (買増請求の制限)

第13条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

以 上